

第二六回

参第七号

電波法の一部を改正する法律（案）

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「以下同じ。」を削る。

第五十条第一項を次のように改める。

左の各号に掲げる船舶無線電信局には、通信長（船舶通信士の長をいう。以下この項において同じ。）として、当該各号に定める無線通信士を配置しなければならない。

- |  |  |
|--|--|
| 一 総トン数三千トン以上の旅客船又は旅客船以外の船舶（以下「非旅客船」という。）であつて総トン数五千五百トンをこえるものの船舶無線電信局         | 通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、且つ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者                            |
| 二 総トン数三千トン未満五百トン以上の旅客又は総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の非旅客船の義務船舶局である船舶無線電信局              | 通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、且つ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者                            |
| 三 非旅客船の船舶無線電信局（前二号に該当するものを除く。）であつて公衆通信業務を取り扱うもの及び旅客船の船舶無線電信局（前二号に該当するものを除く。） | 第一級無線通信士の免許を受けている者又は通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局において第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、且つ、現に第二級無線通信士の免許を受けている者 |

第六十三条第一項を次のように改める。

船舶無線電信局は、その船舶の航行中は、第一種局にあつては常時運用し、第二種局甲にあつては一日十六時間、第二種局乙にあつては一日八時間、第三種局にあつては一日四時間、郵政省令で定める時間割により運用しなければならない。但し、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

第六十三条第二項を次のように改める。

2 前項の第一種局、第二種局甲、第二種局乙及び第三種局は、左の各号に定める船舶無線電信局とする。

- 一 第一種局 遠洋区域を航行する旅客船であつて二百人以上の旅客定員を有するものの船舶無線電信局
- 二 第二種局甲 イから八までに掲げる船舶の船舶無線電信局
  - イ 遠洋区域を航行する総トン数五千五百トンをこえる旅客船であつて二百人未満の旅客定員を有するもの
  - ロ 近海区域を航行する旅客船であつて二百人以上の旅客定員を有するもの
  - ハ 遠洋区域を航行する総トン数五千五百トンをこえる非旅客船
- 三 第二種局乙 イから二までに掲げる船舶の船舶無線電信局
  - イ 第一号並びに第二号イ及びロに掲げる旅客船以外の旅客船
  - ロ 総トン数五千五百トンをこえる非旅客船であつて第二号ハに掲げる非旅客船以外

のもの

八 総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の非旅客船であつてその船舶無線電信局が義務船舶局であるもの

二 総トン数五千五百トン以下の非旅客船であつてその船舶無線電信局において公衆通信業務を取り扱うもの（この号八に該当するものを除く。）

四 第三種局 総トン数千六百トン未満五百トン以上の非旅客船の公衆通信業務を取り扱わない船舶無線電信局であつて義務船舶局であるもの

第六十五条第一項中「第一種局、第二種局甲及び国際航海に従事する旅客船の第二種局乙」を「船舶無線電信局であつて、第五十条第一項各号の一に該当するもの（同項第三号に該当するものにあつては、国際航海に従事する旅客船のものに限る。）」に改める。

第六十五条第二項中「第二種局乙」を「第五十条第一項第三号に該当する船舶無線電信局」に、「第三種局甲」を「第六十三条第二項に規定する第三種局」に改める。

第六十五条第六項中「第三種局乙（第一種局、第二種局及び第三種局甲に該当しない船舶無線電信局をいう。以下同じ。）」を「第六十三条第二項に規定する第一種局、第二種局甲、第二種局乙及び第三種局に該当しない船舶無線電信局」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。

## 理 由

最近における無線機器の発達状況等にかんがみ、一定の船舶の無線電信局につき運用義務時間を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。